

# 朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（改正案）に関する

## パブリック・コメントの実施について

### 1. 趣旨、目的及び背景

現在、市では中高層建築物の建築や敷地面積が500平方メートル以上の開発行為及び建築行為（以下「開発事業等」という。）を行う場合は、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、事業者に対して「助言・指導」及び「協議・同意」を行っています。

しかしながら、本条例は平成21年4月1日の施行から7年が経過しており、その間、社会情勢は変化し、市の各事業の進捗や各計画の見直しなどが行われていることから、各種計画との整合性や運用上の課題、問題点などを整理するため、このたび条例第3章別表第4に定める技術基準の見直しの検討を行いました。

本条例は、一定規模以上の開発事業等を行う場合に条例に基づく手続き及び基準への適合が必要となる旨を定めているもので、「開発事業等は、市の総合的な計画等に沿うものでなければならない（第7条）」「市の施策との整合を図るため、事業者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる（第8条、第12条）」こととなっていることから、市の各種計画等と連携を図ることで、開発建築行政の適切な運用を図っていきたいと考えています。

### 2. 主な改正内容

今回検討した改正案は、対象規模や手続き等、条例の基本方針やコンセプトを改正するものではなく、条例第3章別表第4に定める技術基準を現実に即したのものと見直すものです。

- ・「公園等の整備」では、市に提供する公園の条件を実情に合わせるように一部見直しました
- ・「緑化施設の整備」では、0.3ヘクタール以上の緑化施設の面積要件に適用項目を追加しました。
- ・「清掃施設の整備」では、実態に合うように面積の考えかたを追加しました。
- ・「自動車駐車場、自転車等駐車場の設置」では、実態を踏まえて共同住宅における自動車駐車場の設置台数について設置基準の一部を見直しました。
- ・項目を「良好な生活環境の保全」とし、記載内容の整理を行いました。
- ・「児童福祉施設等の日照」では、子ども・子育て新制度の施行等から文言等の修正を行いました。
- ・「地域コミュニティの活性化への配慮」では、自治会、町内会への加入や調整について基準を追加しました。
- ・「文化財の取扱い」では、内容を整理し文化財の確認調査を行う地域等を明確にしま

した。

- ・「環境の配慮」では、努力規定について記載内容を見直しました。
- ・「景観への配慮」では、朝霞市景観計画の策定に伴い記載内容を見直しました。
- ・河川氾濫による浸水に対処するよう配慮を求めるため、項目に「浸水想定区域への配慮」を追加しました。
- ・朝霞市防犯推進条例に基づき、犯罪のない安心で住みよいまちづくりを推進するため、項目に「防犯対策への配慮」を追加しました。
- ・多くの市民に市政情報やイベント情報を提供するため、項目に「朝霞市掲示板の設置」を追加しました。

### 3. 意見募集期間

平成28年8月10日（水）から9月12日（月）【必着】までの33日間（土、日を含む日数）

### 4. 意見を提出できる方

- ・市内在住、在勤、在学の方
- ・市内に事務所、事業所を有する方
- ・この案件に利害関係を有する方

### 5. 公表資料

- ・朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（改正案）に関するパブリック・コメントの実施について
- ・朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（改正案）
- ・朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（現行）
- ・朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（新旧対照表）

### 6. 資料閲覧場所

- ・市ホームページ
- ・市政情報コーナー
- ・内間木支所
- ・各出張所（朝霞台、朝霞駅前）
- ・各公民館（中央、南朝霞、北朝霞、東朝霞、西朝霞、内間木）
- ・図書館（本館、北朝霞分館）
- ・開発建築課

### 7. 周知方法

- ・広報あさか（8月号）
- ・市ホームページ

## 8. 意見提出方法

- ・住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）、ご意見及びその理由を記入のうえ、郵送（住所は下記に記載）、FAX、メールまたは直接提出してください。
- ・様式は自由とし、電話は不可とします。
- ・メールの場合、件名を「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（改正案）に対する意見」とし、添付ファイルは使用せず、メール本文に記載してください。

## 9. 意見の公表

提出されたご意見に対して、個別に回答は行ないません。また、ご意見の内容以外の個人情報公表は行いません。公表は市ホームページ等で行う予定です。

## 10. 問い合わせ、提出先

- ・〒351-8501  
朝霞市本町1-1-1 朝霞市都市建設部開発建築課
- ・電話：048-463-2510（直通）
- ・FAX：048-463-9490
- ・E-mail：kaihatu\_kentiku@city.asaka.saitama.jp